

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



商工中金

2026年2月16日
商工中金

手形・小切手の発行受付終了に伴う当座勘定規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕 以下商工中金）は、2025年6月30日 [「当座勘定からの手形・小切手の発行受付終了について」](#)にてご案内のとおり、手形・小切手（パーソナルチェック※および銀行振出小切手を含みます）の発行受付を2026年3月31日で終了いたします。

※個人名義の当座預金に基づいて振り出す小切手

これに伴い、以下のとおり当座勘定規定を改定します。

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改定内容

手形用紙、小切手用紙の交付に関する記載を削除します。

※改正箇所は新旧対比表をご確認ください。

3. 改定予定日

2026年4月1日（水）

ご不明な点等がございましたら、[お取引店](#)までお問い合わせください。

新旧対比表

(下線部分が改定箇所)

【当座勘定規定】

現状	改正後
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p>⑤当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。（削除）